⑶　入札説明書等の交付場所及び交付方法　入札説明書等は電子調達システムにより電子データで交付する。また、上記⑴の問い合わせ先において直接又は着払いの郵送により書面で交付する。郵送を希望する場合は上記⑴の問い合わせ先まで連絡すること。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限　令和元年７月16日16時00分
⑸　電子調達システムによる入札書の受領期間及び紙入札方式による入札書の受領期間　令和元年７月31日９時00分から令和元年８月７日16時00分まで
⑹　開札の日時及び場所　令和元年８月８日13時30分　国土交通省国土地理院入札室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
ⓐ　電子調達システムにより参加を希望する者は、上記３⑷に示す受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
ⓑ　紙入札方式により参加を希望する者は、上記３⑷に示す受領期限までに必要な証明書等を上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。
なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　落札対象　提出された証明書等を基に支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者の提出した入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　手続における交渉の有無　無
⑼　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigenobu Kawasaki, Director-General of Geospatial Information Authority of Japan
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Permanent installation of airborne SAR devices in the survey aircraft, 1 set
⑷　Fullfillment period : 24 March, 2020
⑸　Fullfillment place : Chofu Airport
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Articles 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B, C or D on “provision of services” in Kantou Koushinetsu area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021
③　not be under suspension of nomination by Director General of Geospatial Information Authority of Japan from Time-limit for the tender to Bid Opening
④　acquire the electric certificate in case of using the Electronic Procurement system
https://www.geps.go.jp/
⑤　not be the supplier that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑥　The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly by Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification
⑦　be the person who proved that the system of business completion such as the expected engineer must accomplish the job was prepared about the business concerned
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 16 : 00　16 July, 2019
⑻　Time-period for tender : from 9 : 00　31 July, 2019 through 16 : 00　7 August, 2019
⑼　Contact point for the notice : Tomoya Ishikawa, Contract Section, Contract Division, General Affairs Department, Geospatial Information Authority of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―Kitasato, Tsukuba-Shi, Ibaraki-Ken, 305―0811 Japan. TEL 029―864―4361

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年６月14日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　成瀬　英治
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第６号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　海洋短波レーダ表層流況配信システム更新等業務　１式
⑶　調達案件の仕様等　本業務は、神戸港湾空港技術調査事務所所有の表層流況配信システム及び海況情報表示・ゴミ回収支援システムのサーバ等の更新及びシステム改良並びに海洋短波レーダ中央局の更新及びシステム改良を行うものである。
⑷　履行期間（納期）　契約締結日より令和２年３月19日まで
⑸　履行場所（納入場所）　近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、競争参加資格確認に必要な書類（証明書等審査申請書、以下「申請書」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）
⑶　予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。